

議発第2号

掛川市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和7年3月25日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	高橋篤仁	鷺山記世
安田彰	大井正	山田浩司
橋本勝弘	石川紀子	嶺岡慎悟
富田まゆみ	藤澤恭子	勝川志保子
寺田幸弘	鈴木久裕	藤原正光
窪野愛子	二村禮一	草賀章吉
山本行男	松浦昌巳	

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	7人	<u>総務部、企画政策部、上下水道部</u> 、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務委員会	7人	<u>経営企画部、人事・総務部、財務部、生涯学習まちづくり部</u> 、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
(略)			(略)		
環境産業委員会	7人	<u>協働環境部、産業経済部、都市建設部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	環境産業委員会	7人	<u>くらし環境部、産業経済部、都市建設部</u> 、 <u>上下水道部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項
(略)			(略)		

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の掛川市議会委員会条例別表左欄に掲げる常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ改正後の掛川市議会委員会条例別表の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。